

(案)

独評発第 号
平成23年8月 日

厚生労働大臣
細川 律夫 殿

独立行政法人評価委員会
委員長 猿田 享男

意見書

独立行政法人医薬品医療機器総合機構の平成22年度に係る独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第44条第1項に規定する残余の額の全部又は一部を通則法第30条第1項の認可を受けた中期計画の同条第2項第6号の剰余金の使途に充てることについて、通則法第44条第4項の規定に基づく独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

厚生労働大臣の承認を受けようとする利益の残余については、運営費交付金に基づく収益以外の収益から生じた利益であり、かつ、経営努力により生じたものであると考えられるため、その利益の残余を独立行政法人通則法第44条第3項に基づき中期計画に定めた剰余金の使途に充てることは妥当である。